

実質化された王喜松屋地区人・農地プラン

| 市町村名 | 対象地区名(地区内集落名) | 作成年月日 | 直近の更新年月日 |
|------|--|-----------|----------|
| 下関市 | 王喜松屋地区(工領集落、西串集落、東串集落、諸村集落、前草場集落、後草場集落、中原集落、笹ヶ瀬集落) | 令和5年3月31日 | |

1 対象地区の状況

| | |
|--------------------------------------|---------|
| ①地区内の農地面積 | 175.7ha |
| ②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計 | 130.4ha |
| ③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計 | 10.7ha |
| i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計 | 6.0ha |
| ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計 | — ha |
| ④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 | 19.5ha |
| (備考) | |

注1:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注2:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注3:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

注4:地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計は、アンケート調査の結果等により記載します。

2 対象地区の農業の現状及び課題

王喜松屋地区は、下関の東部に位置し、一部は山陽小野田市に面した平地に位置している稲作中心の農業地帯である。

担い手は、13経営体おり内法人が2経営体、個人が11経営体である。(農)松屋は、水稻を中心に、大麦、野菜、花き等の複合経営を行い、(株)下関ファームと個人の3経営体は水稻を主体とした経営を、個人の5経営体は野菜を主体とした経営を、個人の3経営体は畜産を主体とした経営を行っている。

また、ほ場整備田の耕作放棄地解消のため、離農や規模縮小する出し手がいる場合は、担い手を中心に農地の集約化を図るとともに、ほ場整備の実施によりほ場を大区画化し、農作業の効率化を図っている。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

- ・王喜松屋地区は(農)松屋、(株)下関ファーム、個人の認定農業者2経営体に集約化を進めつつ、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受入れ、さらに農業を担う者を募り、地域全体で農地を利用する仕組みの整備を進める。
- ・農地の集積・集約化を進め、さらに農作業の効率化を図るため、スマート農業の導入を進める。
- ・畜産農家と連携した堆肥散布を行い、耕畜連携に取り組む。

4 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

王喜松屋地区の中心経営体は13経営体おり、うち法人が2経営体(認定農業者)、個人が11経営体(うち認定農業者5経営体と認定新規就農者2経営体)である。水田利用は中心経営体である認定農業者4経営体と1経営体を中心に担い、畑利用については集落営農法人と個人の5経営体を中心に担っていくほか、認定新規就農者の受入れを促進することで対応していく。

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(中心経営体)

| 属性 | 農業者 (氏名・名称) | 現状 | | 今後の農地の引受けの意向 | | |
|----|----------------|------|-------------------------------|--------------|--------------------------------|---------|
| | | 経営作目 | 経営面積 | 経営作目 | 経営面積 | 農業を営む範囲 |
| 計 | 13 経営体 | | 117.88 ha 乳用牛17頭 肉用牛48頭 | | 137.38 ha 乳用牛17頭 肉用牛114頭 | |

5 4の方針を実現するために必要な取組に関する方針

農用地の集積、集約化の方針※

農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。

農地中間管理機構の活用方針※

将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。

基盤整備事業への取組方針※

農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。

多様な経営体の確保・育成の取組方針※

地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。

農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針※

作業の効率化が期待できる防除作業は、JAへの委託を進める。

新規・特産化作物の導入方針

恋の予感やにじのきらめきなどの多収米の作付けに取り組む。
また、玉ねぎやじゃがいもなどの学校給食用の野菜の作付けに取り組む。

鳥獣被害防止対策の取組方針

ヌートリアやカモの食害が見られるため、目撃や被害発生場所等の情報の共有化を図り、侵入防止柵やネット等の設置や捕獲檻の設置により鳥獣害防止対策を行う。

スマート農業への取組方針

農作業の効率化を図り、省力化や作業負担の軽減を図るため、スマート農機の活用を進める。